

令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

1 公表の趣旨

平成30年度から、新たな国民健康保険制度のもと、県は財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行うこととなっている。今般、令和5年度の算定を行ったので公表するものである。

2 納付金算定の概況

保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引き、県全体の納付金額を算出した。

- 保険給付費等 706億円（対R4算定比：▲0.8%）
- 公 費 等 511億円（対R4算定比：▲1.3%）
- 納付金総額 195億円（対R4算定比： 0.6%）

3 一人当たり納付金額等

- 一人当たり納付金額 141,381円（対R4算定比：6.4%）
- 一人当たり標準保険料額 119,664円（対R4算定比：6.4%）

市町村ごとにみた場合、納付金の配分による影響(医療費指数や所得水準等)のほか、市町村個別の保健事業等の事業費及び公費の状況による影響なども含まれるため、増減率に差が生じる。

なお、納付金の仕組みの導入等による市町村ごとの影響については、国暫定措置及び県繰入金等を活用した激変緩和措置を実施し、被保険者の保険料負担への影響の緩和を図った。

4 参考

今後、県が示す標準保険料率を参考にして、市町村が保険料率を決定することとなる。

一人当たり納付金額及び標準保険料額

1. 一人当たり納付金額

保険者名	令和4年度 円	令和5年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	132,441	142,144	9,703	7.3%
鳴門市	141,419	151,003	9,584	6.8%
小松島市	134,986	142,615	7,629	5.7%
阿南市	133,979	143,335	9,356	7.0%
勝浦町	135,401	141,826	6,425	4.7%
上勝町	119,732	128,551	8,819	7.4%
佐那河内村	127,017	134,875	7,858	6.2%
石井町	134,403	141,063	6,660	5.0%
神山町	129,386	131,313	1,927	1.5%
牟岐町	136,263	144,872	8,609	6.3%
松茂町	138,711	150,857	12,146	8.8%
北島町	126,518	134,027	7,509	5.9%
藍住町	130,615	140,943	10,328	7.9%
板野町	150,525	156,524	5,999	4.0%
上板町	124,531	130,311	5,780	4.6%
吉野川市	127,826	134,420	6,594	5.2%
阿波市	125,385	131,822	6,437	5.1%
美馬市	133,215	139,197	5,982	4.5%
三好市	137,509	144,903	7,394	5.4%
つるぎ町	123,987	130,534	6,547	5.3%
那賀町	110,983	116,820	5,837	5.3%
東みよし町	133,973	140,476	6,503	4.9%
美波町	128,179	144,294	16,115	12.6%
海陽町	130,480	140,905	10,425	8.0%
県平均	132,837	141,381	8,544	6.4%

※ 一般被保険者分について算出。

2. 一人当たり標準保険料額

保険者名	令和4年度 円	令和5年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	117,782	124,826	7,044	6.0%
鳴門市	124,866	132,430	7,564	6.1%
小松島市	104,772	113,505	8,733	8.3%
阿南市	115,196	121,830	6,634	5.8%
勝浦町	123,145	127,312	4,167	3.4%
上勝町	107,068	113,026	5,958	5.6%
佐那河内村	101,529	111,170	9,641	9.5%
石井町	108,493	114,562	6,069	5.6%
神山町	97,726	98,017	291	0.3%
牟岐町	106,086	114,167	8,081	7.6%
松茂町	125,314	133,000	7,686	6.1%
北島町	110,324	117,827	7,503	6.8%
藍住町	111,751	123,067	11,316	10.1%
板野町	128,283	137,549	9,266	7.2%
上板町	100,677	101,318	641	0.6%
吉野川市	104,245	110,629	6,384	6.1%
阿波市	108,262	115,337	7,075	6.5%
美馬市	105,828	110,543	4,715	4.5%
三好市	97,014	107,841	10,827	11.2%
つるぎ町	79,432	87,010	7,578	9.5%
那賀町	92,085	90,395	▲ 1,690	▲ 1.8%
東みよし町	106,299	112,694	6,395	6.0%
美波町	92,660	108,639	15,979	17.2%
海陽町	100,327	108,296	7,969	7.9%
県平均	112,519	119,664	7,145	6.4%

※ 法定の保険料軽減分を減算する前の額で比較。

令和5年度 標準保険料率の算定結果

①都道府県標準保険料率

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
%	円	%	円	%	円
7.63	46,871	2.91	17,292	2.54	18,264

①都道府県標準保険料率〔2方式〕

全国統一の算定基準による本県の保険料率の標準的な水準

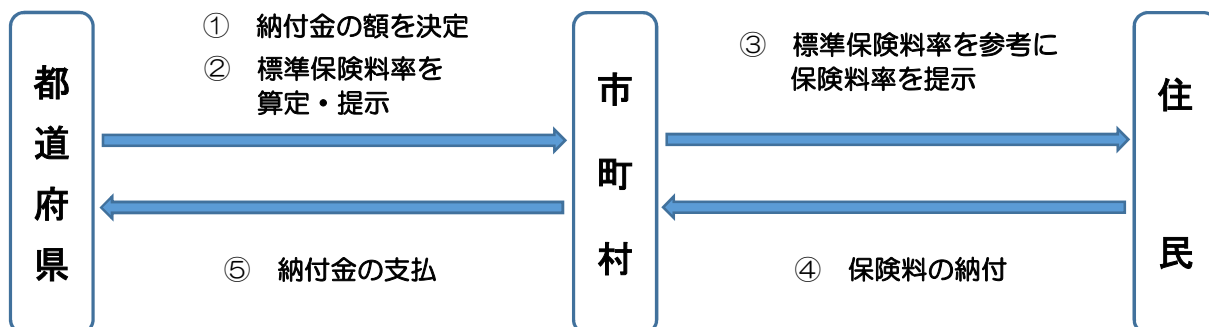
②市町村標準保険料率〔3方式〕

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率

保険者名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
	%	円	円	%	円	円	%	円	円
徳島市	7.86	34,268	22,514	2.91	12,385	8,137	2.53	13,035	6,579
鳴門市	7.70	33,597	22,074	2.90	12,313	8,090	2.49	12,809	6,465
小松島市	7.29	31,803	20,895	2.77	11,785	7,743	2.45	12,608	6,363
阿南市	7.56	32,978	21,667	2.80	11,895	7,815	2.48	12,785	6,453
勝浦町	7.22	31,496	20,694	2.80	11,897	7,817	2.47	12,711	6,415
上勝町	6.27	27,340	17,963	2.70	11,473	7,538	2.43	12,533	6,326
佐那河内村	6.45	28,106	18,466	2.82	11,979	7,871	2.41	12,436	6,276
石井町	7.08	30,870	20,283	2.84	12,075	7,934	2.43	12,547	6,332
神山町	6.22	27,130	17,825	2.62	11,120	7,306	2.43	12,522	6,320
牟岐町	7.02	30,631	20,125	2.81	11,955	7,855	2.48	12,779	6,449
松茂町	7.68	33,477	21,995	2.84	12,067	7,928	2.52	12,990	6,556
北島町	6.79	29,617	19,459	2.88	12,258	8,054	2.46	12,662	6,391
藍住町	7.53	32,830	21,570	2.88	12,249	8,048	2.52	12,973	6,548
板野町	8.29	36,153	23,753	2.81	11,920	7,832	2.30	11,829	5,970
上板町	6.37	27,788	18,258	2.91	12,353	8,116	2.54	13,071	6,597
吉野川市	7.22	31,487	20,688	2.86	12,138	7,975	2.47	12,716	6,418
阿波市	8.17	35,619	23,402	2.73	11,598	7,620	2.51	12,932	6,527
美馬市	7.46	32,523	21,368	2.74	11,622	7,636	2.37	12,191	6,153
三好市	7.36	32,109	21,096	2.81	11,936	7,842	2.43	12,541	6,329
つるぎ町	5.80	25,302	16,624	2.63	11,182	7,347	2.41	12,418	6,267
那賀町	5.12	22,337	14,676	2.84	12,067	7,928	2.44	12,554	6,336
東みよし町	7.46	32,533	21,375	2.66	11,315	7,434	2.08	10,708	5,404
美波町	6.81	29,683	19,502	2.89	12,288	8,074	2.48	12,770	6,445
海陽町	6.77	29,534	19,404	2.88	12,252	8,050	2.53	13,044	6,583

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

※医療分の場合

納付金総額の算定

- 保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割(被保険者数・世帯数のシェア)と応能割(所得総額のシェア)により配分する。その比率は、県の所得水準に応じて設定する。
- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。

(※)市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

③ 市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定する。